

藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について

藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「理由なしに、法」の次に「第10条の5又は」を加え、「第1項」を「（法第30条の3において準用する場合を含む。）」に、「同項」を「これら」に改め、同条第2項中「第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「又は同項」を「又は第14条第1項」に改める。

第2条 藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同条第3項中「第4項又は」を「第4項、」に改め、「第24条第2項」の次に「又は第30条の18第2項」を、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例第2条の規定は、第1条の規定の施行の日以後にする行為について適用し、同日前の行為についてはなお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、乳児等のための支援給付等に関する報告等に係る過料を定める等の必要による。